

不二速報



発行日 2011年7月15日

第3号 2011年度第113回定期大会報告号

6/30 第113回定期大会 報告

去る6月30日(木)15:30より、2011年度113回組合定期大会を行いました。以下にその概要を報告します。

15:43

①大会宣言(資格確認)

・副執行委員長・勝野より。定刻13分あまり過ぎているが成立していない。すでに予定時刻をすぎているため大会を進行する旨説明あり。

②議長書記の選出

・勝野より、他に立候補者がいないか会場に確認の上、下記のように議長と書記を提案。拍手により、これを承認。

議長：藤井史朗(情報学部支部)・黒田裕樹(教育学部支部)

書記：岩井 淳(人文学部支部)・南山浩二(執行部)

15:35 議長挨拶

黒田挨拶、前半部分の司会担当、今年は特別決議採択がある旨説明。ついで、藤井挨拶、後半部分の司会を担当する旨説明あり。以降黒田、司会。

15:45 執行委員長挨拶

・執行委員長・新保。大学をとりまく状況に加えて大震災の生起。こうした状況の中で新たな問題も噴出。公務員給与の一律削減の動き。7月に団体交渉へ。組合員数が増加しない状況。組合の意義や活動を呈示しつつ組合員の獲得を目指す

15:45 第1・2号議案提案

・前書記長・岡端より。議案書に基づき下記議案について読み上げおよび説明。

【第1号議案】2010年度活動報告とその承認に関する件

【第2号議案】2010年度会計決算報告とその承認に関する件(その1)

2010年度会計決算報告とその承認に関する件(その2)

2010年度会計監査報告

16:07 会計監査報告

・監査委員・樽松(理学部支部)より報告。

監査の結果、会計処理および手続きはすべて適正に処理されている旨報告あり。

16:09 質疑

<人文>地域調整手当の件など昨年度の組合活動についての評価の表明あり。

静岡大学教職員組合
<http://www.jade.dti.ne.jp/~suu/>

静岡：
〒422-8529
静岡市駿河区大谷 836

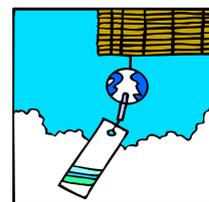
TEL/FAX:
054(236)0173(直)
2790(内線)

E-mail
suu@jade.dti.ne.jp

浜松：
〒432-8561
浜松市中区城北三丁目 5-1

TEL/FAX:
053(475)9035(直)
3910(内線)

E-mail
suu-seibu@vcs.wbs.ne.jp



目次：	
第113回定期大会報告	1~3
特別決議	3~4
第2回団体交渉のお知らせ	4



<司会・黒田>

・特に、意見・質問等はなし。成立していないため、採決については後回しとする。議事を進行する旨、司会より説明あり。

16:15 第3・4・5案

・書記長・阿波連より説明。議案書に基づき、以下3号議案について読み上げ・説明。

【第3号議案】2011年度活動方針(案)とその承認に関する件

16:35 定足数を満たしたため、ここで第1・2号議案について採択。

第1・2号議案採択 保留・0名 反対・0名
賛成・29名

16:35 司会、藤井に交替。

・引き続き、書記長・阿波連より説明。議案書に基づき、以下2議案を読み上げ、説明。

【第4号議案】2011年度会計予算(案)とその承認に関する件

【第5号議案】人事委員の承認に関する件

16:40

・特別決議について執行委員・小川より配布資料の読み上げ。

【特別決議】「公務員賃金最大10%引き下げの閣議決定は憲法違反であり、給与法案の廃案を要求する」

16:45 質疑

<理学>

オブザーバーである。執行部の学部ごとの意見交換会については非常に限られた時間であった。本年度も大学側との意見交換の場をもってほしい。ボトムアップ的に要求していくことの大切さ。

<教育>

復興にどの程度予算が必要かという点を明らかにした上での話では。国の責任の明確化が必要。

<工学>

H18年既に給与下げられた。剰余金が多すぎる。技術職員等のおかれた状況。剰余金を給料に反映させていくべきであり、大学側にはやめに要求していくべきである。

<本部>

7億とはどこからでてきた数字か?



<委員長>

事務折衝の段階で得られた数字。

<本部>

昨年度末にのんだ条件。しかしこれだけの剰余金があるということはいかかなものか。

人件費相当は基本的に翌年に持ち越せない。今期の執行部は具体的にどのようにこの問題に取り組んでいくか?

<委員長>

初回団体交渉時における大学側のスタンスについて。適宜、大学側の方針決定に組合の意見を反映させていくために、随時、団体交渉・折衝を行っていく予定。執行部以外に、大学経営・会計等に明るい人々に協力を求めつつ運動方針を具体化していきたい。

<執行委員・花方>

・特別決議について、進め方の補足説明あり。

<情報>

労使交渉においてこれまで給与交渉をしてきたのか。この大学は、人事院勧告をそのまま飲む大学である。

<執行委員・花方>

人事院勧告なし。給与相当の剰余金

<情報>

静大・人事労務課は堅い。大学独自で判断可能な部分を先に交渉していくべき(例えば、地域調整手当など)

<委員長>

他の情報もあり。教員定員は部局で減、本部は増加などいろいろなデータあり。全体で協力しながら、全方位体制でのぞみたい。まずは賃下げ阻止。他方、実現可能な論点も。

<工学>

剰余金は常々あった。人件費相当の剰余金あり。地域調整手当をさらにあげるように交渉すべき。

<副執行委員長・勝野>

まずは闘うべき。調整手当を勝ち取っても賃下げがあれば結果的に白旗。闘うしかない。

<工学>

毎年余剰金5億円というのは大学側の目標であった。今まで何をしてきたのか？静大の体質を変えるべきである。

<教育>

非組合員も知っている情報か？

<委員長・新保>

非組合員にも共有していくべき情報である。いろいろな形で情報を流していきたい。面の鬩に結びつけていきたい。

<教育>

働くもの全員に共通する問題であることを周知していくべき。若い人はあまりこのような状況を知らない。非組合員にも積極的に周知していく必要あり。

<司会・藤井>

以上の質疑応答について司会による若干のまとめ。

<工>

- ・技術職員の問題への取り組みについての状況
- ・組織再編をめぐる意見の相違について
- ・6級昇格について

<副執行委員長・勝野>

・技術長会議への参加。今のところB案（統括1名、技術長静岡浜松に各1名、部門のあり方については今後検討を継続していく）の方向。

- ・確井理事との懇談。6級ポストについては1名確保した。最低3名を目指していく予定。
- ・組合では側面から支援。団体交渉でも交渉。

<農>

・任期制。テニユアトラック採用が多い。任期付きでない助教の採用をお願いしたい。



<書記長・阿波連>

・質疑応答で出された意見についての総括。組合執行部のこれまでの取り組み方、大学執行部の問題性。7億円は静岡大学の「性格」を表象する象徴的な数字である。組合としても取り組んでいきたい。

17:35 第3～5号議案・特別決議採決

第3号議案採択	保留・0	反対・0	賛成・29
第4号議案採択	保留・0	反対・0	賛成・29
第5号議案採択	保留・0	反対・0	賛成・29
特別決議採択	保留・0	反対・0	賛成・29

17:35 議長解任挨拶

17:35 閉会宣言・・・勝野

お知らせ・・・以下執行部より

・学内教研集会推進委員会の開催 9月28日か29日を予定（昨年度は9月28日実施）

7月中旬開催→各支部から委員を

第1回目の内容：日時と内容（講師）について

・全大教職員研究集会

9月9日（金）～11日（日）東京農工大

・懇親会について

定期大会において特別決議が採択されました

特別決議 公務員賃金最大10%引き下げの閣議決定は憲法違反であり、給与法案の廃案を要求する

組合定期大会においては、次ページに全文を掲載する給与「改正」法案反対の特別決議が採択されました。

閣議決定は直接的には国家公務員の賃金引き下げの要求ですが、独立行政法人化したとはいえ、現在に至るまで国立大学法人の教職員給与は、国家公務員に対するものである人事院勧告に準ずる形で決定されてきました。したがって国家公務員に対する給与削減を要求するこの閣議決定が国会で承認されれば、国立大学法人にもそれに準ずる賃金引き下げが要求されてくる可能性があります。

現在まだこの閣議決定は国会の承認を得ていませんが、最終的に我が身に降りかかってきてから動くのでは、対応が間に合わなくなる恐れがあります。静岡大学教職員組合では、我々の賃金引き下げの根拠となりうる大本の閣議決定の違法性を広く静岡県出身の国会議員らに訴え、給与法案を廃案にすることによって、問題の芽を根本において摘みとることを目指しています。



特別決議**公務員賃金最大 10%引き下げの閣議決定は憲法違反であり、
給与法案の廃案を要求する**

2011年6月30日 静岡大学教職員組合第113回定期大会

政府は6月3日の閣議において、国家公務員の給与を5%~10%、3年間引き下げを決定し、給与法「改正」案として国会に提出しました。

そして、その閣議決定において、国立大学を含む独立行政法人の役職員給与について、「法人の自律的・自主的な労使関係の中で、国家公務員の給与見直しの動向を見つつ、必要な措置を講ずるよう要請する」としています。

このことは、給与法「改正」案により、国立大学法人の教職員の給与引き下げを含意するものです。

私たちは、国立大学法人の教職員の立場から、給与法「改正」案の廃案を要求するものです。

第1に、今回の国家公務員の給与減額の給与法「改正」案は、何重にも公務員の権利を侵害する憲法違反の暴挙です。そもそも政府は、国民と勤労者の権利を法によって保護すべき立場にあります。その政府が、国家公務員の労働基本権を剥奪した「代償措置」が人事院勧告制度であるとし、その人事院勧告制度によらず、国家公務員組合と国家公務員の合意を得ず引き下げ決定をしたからです。

第2に、公務員と直接的影響を受ける勤労者の生活を破壊するものです。毎月の賃金を5%~10%引き下げることは、年収にして30万円~100万円が減少することになります。震災復興を含む公務・公共的な仕事につく職員は、この賃金引き下げにより住宅取得や子供の教育などの生活設計が大きく狂い、将来への希望さえ奪われることになりかねません。

第3に、大学等の職場では、「震災復興のためなら自分たちの賃金下がるのもやむを得ないのではないか」という疑問の声もありますが、賃金引き下げは、震災復興にとって悪影響をもたらすものです。

1には、国の財政難を理由に、復興財源の捻出を公務員労働者や大学、高専等の法人のみに強いることは許されないことであり、何ら財政問題の解決にならないばかりか、国全体の経済にマイナス効果となります。国や自治体などでの賃金引き下げは、民間賃金も引き下げる役割を果たし、それにより民間消費支出を減少させ景気後退を招き、国の財政と震災復興に逆効果となるものです。

2には、今回の東日本大震災の復旧・復興において、高等教育機関の果たす役割は、以前にも増して大きくなっています。すなわち、大学の教職員がもてる専門的知見や技能を動員して、さまざまな形での被災地の救援活動に従事するとともに、各自の専門領域から、復旧・復興政策の立案に当たって数多くの緊急提言を行なっています。こうした状況のなかで、短期的な財政需要のみから、高等教育機関教職員の研究教育条件、労働条件を悪化させることは、研究教育の基盤を劣化させることにつながりかねません。

3には、国立大学や国立高専職員は組織の法人化により非公務員となり、労働基本権が保障されています。国からの財政支出があるからといって、政府が賃金を決めるものではありません。労使の団体交渉に基づき両者の合意により賃金が決まるものです。また、国立大学等は法人化以降、職員の賃金引き下げと人員削減により人件費は10%以上削減されています。国が設定した人件費5%削減の目標を大きく超過達成しています。これ以上の人件費削減を進める財政的な理由はありません。

私たちは、給与法「改正」案による給与引き下げを道理なき賃下げとして徹底して闘うことを表明するものです。

7/22 (金) 第2回団体交渉を行います!

◆日時 7/22 (金) 10:00~
※9:00~静岡書記局にて打ち合せ

◆場所 静岡: 本部大会議室
浜松: 工学部大会議室

- ◆交渉事項
1. 非常勤職員の夏季休暇・時間給・一時金の改善
 2. 入試業務手当の改善
 3. 技術職員の待遇改善
 4. その他の改善要求の見直し状況の確認
 5. 11億円の剰余金の内容について